

## 令和8年度 羽曳野市地域子育て支援拠点事業（一般型）実施団体募集要項

令和8年度羽曳野市地域子育て支援拠点事業（一般型）実施団体を次のとおり募集します。

### 1. 地域子育て支援拠点事業の目的

羽曳野市地域子育て支援拠点事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の4第1項に規定する重層的支援体制整備事業の一環として、地域子育て支援拠点事業(令和5年8月8日付け社援発0808第48号・障発0808第5号・老発0808第3号・こ成環第113号の別紙「重層的支援体制整備事業実施要綱」の別添4「地域づくり事業実施要領」において引用する同要綱の別記2のうち、別記2の4の「地域子育て支援拠点事業実施要領」)の規定に基づき本市の区域内に居住する乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う場を設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、もって、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

### 2. 事業内容

地域子育て支援拠点事業（一般型）

ア.5日型

イ.3～4日型

いずれも下記事業①のすべてを実施し、②の事業から1事業以上を定期的に実施すること。

#### ①基本事業

##### (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

ア 地域の子育て家庭の親とその子ども（以下「子育て親子」という。）に対して、気軽にかつ自由に利用できる場を、週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

イ 子育て親子の間の交流を深めるための取組を実施すること。

##### (2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育て等に不安や疑問などをもっている子育て親子に対する相談、援助を実施すること。

##### (3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を提供すること。

##### (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

子育てに关心がある者や利用者など、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。

#### ②地域支援事業

重層的支援体制整備事業実施により、介護、障害、子ども、生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施することを踏まえ、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げる取り組みを積極的に実施すること。

##### (1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

##### (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

- (3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (4) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

### 3. 実施場所について

- (1) 子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。
- (2) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (3) 概ね 10 組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。
- (4) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

### 4. 実施方法

- ①原則として週 3 日以上で 1 日 5 時間以上開設すること。
- ②子育て知識と経験を有する専任の者を 2 名以上配置すること。(非常勤職員可)

### 5. 事業実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

### 6. 応募資格

社会福祉法人、NPO 法人  
(民法 34 条に規定する公益法人、営利企業等は除く)

### 7. 委託内容

地域子育て支援拠点事業(一般型) 委託費  
ア 5 日型 10,306,000 円/1 団体 (常勤職員を配置する場合)  
イ 3～4 日型 6,088,000 円/1 団体 (職員を 2 名配置する場合)

備考 : ①事業実施月(1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。)が 12 月に満たない場合には、各基準額に「事業実施月 ÷ 12」を乗じること。  
②重層的支援体制整備事業交付金交付要綱の改正があった場合には、委託費の変更があります。(ただし、予算の範囲内とします。)

### 8. 選定の実施団体

選定団体は、7.の委託内容アとイの合計 4 団体までとなります。

ア・・・1 団体  
イ・・・3 団体

提出書類等に基づき、羽曳野市こどもえがお部内の選定委員会による審査・選定を行います。  
(必要に応じて、実施場所等を見せていただく場合があります。)

## 9. 選定の合否

令和8年3月上旬までに、応募団体に郵送にて通知します。

## 10. 応募方法

### ①申込方法

応募書類に必要事項を記入の上、関係書類を添えて下記の申込場所に4部持参してください。

(1部：原本 3部：写し)

郵送は不可。提出された書類は返却いたしません。

### ②申込場所

羽曳野市役所こどもえがお部こども家庭支援課総務担当（羽曳野市立保健センター2階）

### ③申込受付期間

令和7年12月17日(水)～令和8年1月23日(金)午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

### ④必要書類

①羽曳野市地域子育て支援拠点事業実施団体等指定申請書(様式第1号)

②羽曳野市地域子育て支援拠点事業に係る事業実施計画書(様式第2号)

③事業予算書

④職員名簿及び勤務体制

⑤職員の履歴書

⑥利用者の苦情処理及び安全確保についての概要

### ⑦その他

・定款、会則その他これに準じるもの

・施設の位置図と平面図（面積や事業の実施場所が分かるもの）

・貴団体の活動資料が分かるもの

## 11. その他

委託契約締結時には、市が定める所定の手続きにより、別途書類作成をお願いすることがあります。

## 12. 問い合わせ先

羽曳野市こどもえがお部こども家庭支援課総務担当

電話 072-956-1000